

# 青森県報

第二千三百号

平成十六年  
三月十二日  
(金曜日)

## 規 則

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第六号

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則

青森県小規模水道規制条例施行規則(昭和四十八年五月青森県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成四年厚生省令第六十九号」を「平成十五年厚生労働省令第一百一号」に改める。

第五条第五項中「省令の表の下欄に掲げる」を「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成十五年七月二十二日厚生労働省告示第二百六十一号)に定める」に改める。

第十条第一項第一号中「大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン」を「大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン」に、「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 省令の表の上欄に掲げる事項(前号に掲げるものを除く。)のうち周辺の水質検査結果等により知事が必要と認めるもの

第十一条第一項及び第二項中「行なう」を「行う」に、「伝染病」を「感染症」に改め、同条第三項中「行なつた」を「行つた」に、「伝染病」を「感染症」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「行なわれた」を「行われた」に、「伝染病」を「感染症」に改める。

### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の改正規定(「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」を「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」に改める部分に限る。)は、平成十七年四月一日から施行する。

### 目 次

#### 規 則

#### 告 示

青森県小規模水道規制条例施行規則の一部を改正する規則(薬務衛生課) … 一

字区域の変更(市興町課) … 二

青森県中小企業設備設置資金利子及び保証料補給金交付規程を廃止する規程(商工政策課) … 三

保安林の指定解除(林政課) … 三

保安林の指定解除(同) … 三

都市計画事業計画の変更認可(都市計画課) … 四

#### 公 告

争議行為の通知の公表(労政・能力開発課) … 四

#### 人事委員会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(任用・給与グループ) … 四

人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則(同) … 五

公安委員会(生活安全課) … 六

型式の検定適合遊技機(同) … 六

告 示

青森県告示第百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、蟹田町長から蟹田町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡蟹田大字石浜字塩越国有林五四〇林班は、ほ<sup>1</sup>・へ<sup>1</sup>小班で、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一條第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の一一四二の点から区一〓界二の点までの点を順次連結する線及び一一四二の点と区一〓界二の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字石浜字塩越に編入する。

(五四〇林班ほ<sup>1</sup>小班)

一一四二	点	X座標	+	一一九七三九・四六メートル
		Y座標	-	一六四四四・二三メートル
一一四三	点	X座標	+	一一九七七一・二七メートル
		Y座標	-	一六四四二・〇三メートル
一	点	X座標	+	一一九七一五・四四メートル
		Y座標	-	一六四六五・三三メートル
二	点	X座標	+	一一九七二四・三一メートル
		Y座標	-	一六四八六・三三メートル
(五四〇林班へ <sup>1</sup> 小班)				
三	点	X座標	+	一一九七一・六六メートル
		Y座標	-	一六五〇四・四〇メートル
四	点	X座標	+	一一九七〇五・〇五メートル
		Y座標	-	一六五一九・八二メートル
五	点	X座標	+	一一九六九九・七九メートル
		Y座標	-	一六五四〇・七七メートル

(五四〇林班ほ<sup>1</sup>小班)

六	点	X座標	+	一一九六九八・一八メートル
		Y座標	-	一六五六〇・四八メートル
七	点	X座標	+	一一九六九〇・五四メートル
		Y座標	-	一六五七七・五〇メートル
八	点	X座標	+	一一九六九二・五三メートル
		Y座標	-	一六六〇四・七〇メートル
九	点	X座標	+	一一九七〇二・八四メートル
		Y座標	-	一六六一六・七四メートル
一〇	点	X座標	+	一一九七〇七・八一メートル
		Y座標	-	一六六二九・三五メートル
一一	点	X座標	+	一一九六九六・二六メートル
		Y座標	-	一六六四九・〇二メートル
(五四〇林班ほ <sup>1</sup> 小班)				
一二	点	X座標	+	一一九六八二・三六メートル
		Y座標	-	一六六六三・二二メートル
一三	点	X座標	+	一一九六八一・二八メートル
		Y座標	-	一六六八一・七〇メートル
区九イ	点	X座標	+	一一九七一〇・〇五メートル
		Y座標	-	一六六八一・二五メートル
区九	点	X座標	+	一一九七〇六・七三メートル
		Y座標	-	一六六七六・九一メートル
区八	点	X座標	+	一一九六八七・三五メートル
		Y座標	-	一六六七四・一〇メートル
区七	点	X座標	+	一一九六八九・六一メートル
		Y座標	-	一六六六一・三三メートル
区六	点	X座標	+	一一九七〇一・二三メートル
		Y座標	-	一六六四八・六五メートル
区五一	点	X座標	+	一一九七一〇・二五メートル
		Y座標	-	一六六三〇・五八メートル
区五	点	X座標	+	一一九七一・六九メートル
		Y座標	-	一六六二一・二五メートル

区四 点 X座標 + 一 九六九六・一 二メートル

Y座標 - 一 六五九九・六 四メートル

区三 点 X座標 + 一 一九六九四・一 一メートル

Y座標 - 一 六五八三・五 四メートル

区二 点 X座標 + 一 一九七〇二・六 一メートル

Y座標 - 一 六五五四・三 八メートル

区一 二 点 X座標 + 一 一九七〇五・一 八メートル

Y座標 - 一 六五三〇・二 三メートル

区一 一 界三 点 X座標 + 一 一九七一八・七 八メートル

Y座標 - 一 六五〇二・六 三メートル

区一 界二 点 X座標 + 一 一九七一九・一 六メートル

Y座標 - 一 六四七〇・〇 五メートル

青森県告示第百六十六号

青森県中小企業設備設置資金利子及び保証料補給金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県中小企業設備設置資金利子及び保証料補給金交付規程を廃止する規程

青森県中小企業設備設置資金利子及び保証料補給金交付規程(昭和三十九年五月青森県告示第百八十四号)は、廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第百六十七号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第 二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡岩崎村大字正道尻字小磯一五地先・二九地先・三〇地先・三一地先・三 三の二地先・三四地先(以上六筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、大字 久田字下倉七七から八一まで、八三、字桐の沢一五

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 水産部林政課及び岩崎村役場に備え置いて縦覧に供する。( )

青森県告示第百六十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の 通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第 二百四十九号)第三十条の規定によ り告示する。

平成十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 解除予定保安林の所在場所

上北郡十和田湖町大字奥瀬字尻辺山一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(一) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

(二) 解除予定保安林の所在場所  
上北郡十和田湖町大字奥瀬字尻辺山一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(三) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(四) 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、板柳都市計画緑地事業の事業計画の変更を平成十六年三月四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称  
板柳町

二 都市計画事業の種類  
板柳都市計画緑地事業(緑道一号中央アップルモール)

三 事業施行期間  
平成十三年四月一日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十三年四月一日青森県告示第百三十九号の事業地に大字福野田字増田地内の一部を加え、大字福野田字本泉及び字実田並びに大字板柳字土井地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

平成十三年四月一日青森県告示第百三十九号の事業地の大字福野田字本泉、

字増田及び字実田並びに大字板柳字土井地内において事業地を変更する。

## 公 告

争議行為の通知の公表

青森市大字大野字山下一四三の七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十六年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的  
賃金引き上げと雇用の確保、労働条件の改善等

二 争議行為をなす日時  
平成十六年三月十八日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所  
青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要  
右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

## 人 事 委 員 会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月十二日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

第三十七条第四号の三中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。  
第三十八条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年三月十二日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 九五(調整手当)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(条例第九条の四の規定による調整手当)

第三条の二 条例第九条の四第一項の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける

職員となつた者がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた別表に掲げる地域に給料表の適用を受ける職員として引き続き一年以上の期間在勤していない場合であつて、給料表の適用を受けることとなつた日(以下「適用日」という。)(前の次に掲げる者として

勤務していた期間(常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。)(を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとし

たときに、当該別表に掲げる地域に引き続き一年以上の期間在勤していたこととなるとき。

イ 国又は他の地方公共団体の職員

ロ 公庫等の職員

ハ 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年四月青森県条例第五号)の適用を受ける者

ニ イから八に掲げる者のほか、人事委員会がこれらに準ずる者であると認める者

二 前号に掲げる場合のほか、人事委員会がこれに準ずる場合であると認める場合  
2 条例第九条の四第一項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 前項第一号に掲げる場合 当該異動又は移転の日の前日に在勤していた別表に掲げる地域に係る条例第九条の二第二項各号に掲げる割合

二 前項第二号に掲げる場合 人事委員会が前号の割合に準ずる割合であると認める割合

第四条の前の見出しを削り、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「三年未満」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第五条中「次に」を「第三条の二第一項第一号イからニまでに」に改め、同条各号を削る。

第六条第一項第一号中「給料表の適用を受けることとなつた日(以下「適用日」という。)(前三年」を「適用日前一年」に、「前条各号に掲げる」を「前条に定める

に、「もの」を「もの」に改め、同項第二号中「掲げるもの」を「掲げる職員」に、「者」を「職員」に、「認めるもの」を「認める職員」に改める。

第七条中「又は第九条の三」を「、第九条の三又は第九条の四」に改める。

附 則

(施行期日)  
1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)  
2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年十一月青森県条例第七十一号)附則第七項の規定により読み替えて適用される改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)第九条の四第一項の適用を受ける職員及び次項の規定により読み替えて適用される改正後の人事委員会規則七

九五(調整手当)第六条の適用を受ける職員に対する調整手当の支給期間に関する改正後の人事委員会規則七 九五(調整手当)(以下「改正後の規則」という。)(第

四 四条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは「職員の給与に関する条

例」とあるのは「職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例（平成十五年十一月青森県条例第七十一号）附則第七項の規定により読み替えて適用される条例」と、

「一 在勤期間一年以上二年未満 一年  
二 在勤期間二年以上 二年  
三 在勤期間三年以上 当該異動等の日から三年を経過する日又は平日までの期間  
日までの期間  
成十八年三月三十一日のいずれか早い日までの期間」

3 この規則の施行の際現に改正前の人事委員会規則七 九五（調整手当）第六条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する改正後の規則第六条の規定の適用については、同条第一項中「条例第九条の四第二項」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年十一月青森県条例第七十一号）附則第七項の規定により読み替えて適用される条例（以下「読替え後の条例」という。）第九条の四第二項」と、同項第一号中「二年」とあるのは「三年」と、「条例」とあるのは「読替え後の条例」と、同条第二項第一号中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

4 第五条に定める者であった者でこの規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたものうち、前項の規定により読み替えて適用される改正後の規則第六条第一項に規定する職員に該当することとなる職員（この規則の施行の前日に同項に規定する支給要件を具備することとなる職員に限る。）に対する当該支給要件に係る調整手当については、同条第二項の規定に準じて支給する。

5 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

公安委員会

青森県公安委員会告示第十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年三月十二日

青森県公安委員会委員長 榎 引 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRマーメイドザブーンHN	サミー株式会社
"	CRマーメイドザブーンFN	"
"	CRマーメイドザブーンST	"
"	CRエピンチュウW	株式会社高尾
"	CRブルースリーY	"
"	CR横山やすし伝説T	豊丸産業株式会社
"	CR横山やすし伝説V	"
"	CRモナキスト	奥村遊機株式会社
"	CRナンタNH	株式会社銀座
"	CRがんばれ!!ロボコンMA	株式会社ニューギン
"	CRがんばれ!!ロボコンMB	"

”	”	回胴式遊技機
デジガム R 30	デジガム R	カメラハイグレードビジョン
”	ベルコ株式会社	株式会社ロデオ

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭